

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

企業は株主から資本を託され、事業活動を通して利益を計上し、継続的に株主価値を高めていくことを期待された存在です。そこで、当社においては、企業価値が認められ継続的に成長を続けるために、経営の透明性と効率性を確保するとともに、コンプライアンスの徹底を行うことで、従業員や債権者、顧客を含む取引先、消費者、地域社会等の株主以外のステークホルダーから信頼を得ることが重要であると認識しております。これらを前提に当社といたしましては、取締役・監査役の選任、報酬の決定、経営監視、コンプライアンスの確保を含む経営の諸問題に対して、「透明性の確保」、「適正性の確保」、「独立性の確保」、「意志決定の迅速化」を希求し、真に競争力を有した企業として成長すべく、コーポレートガバナンスの確立・強化を経営の最重要課題として位置づけております。

当社の経営機関制度につきましては、経営方針等の重要事項に関する意思決定機関及び監査機関として取締役会、業務執行機関として代表取締役、監査機関として監査役という、従来から商法に規定されている機関制度を基本としております。その上で意志決定機関を強化するために幹部会等の制度を設置しており、経営責任の明確化と業務執行の迅速性、意思決定の透明性の向上を図っております。従いまして、当社におけるコーポレートガバナンスは、監査役型の経営機関制度を基軸としつつ、重要な業務執行課題については幹部会等で十分な議論を経て迅速に展開し、これを取締役会が監督するという仕組みを基本としており、現体制は有効にその機能を果たしていると認識しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
藤井 勝典	845,230	40.63
CDG社員持株会	234,070	11.25
ゴールドマンサックスインターナショナル	123,000	5.91
エイチエスピーシーファンドサービシズクライアンツアカウント500ピー	101,300	4.87
株式会社伊予銀行	93,000	4.47
株式会社CDG	80,528	3.87
エイチエスピーシーファンドサービシズパークスアセットマネジメントコーポレイテッド	42,600	2.04
大阪中小企業投資育成株式会社	40,000	1.92
CDG取引先持株会	36,700	1.76
株式会社池田銀行	30,000	1.44

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	ジャスダック 既存市場
決算期	3月
業種	サービス業
(連結)従業員数	100人以上500人未満
(連結)売上高	100億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
竹原 相光	公認会計士					○				
谷口 明裕	他の会社の出身者									
大平 孝	他の会社の出身者					○				

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
竹原 相光	——	公認会計士としての長年の豊富な経験から、特に会計面において優れた見識を有しております。また、取締役会及び取締役の業務遂行をコンプライアンスの面から確保し、実効性あるものとするため、同氏を社外取締役として選任しております。
谷口 明裕	独立役員に指定しております。	企業経営の分野をはじめ、特に組織運営に関する豊富な経験・知識等に基づいた助言を期待するとともに、取締役会及び取締役の業務遂行をコンプライアンスの面から確保し、実効性あるものとするため、同氏を社外取締役として選任しております。 また、同氏を独立役員に指定した理由は、独立性の基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断したためであります。
大平 孝	——	元東証一部上場企業の代表取締役として、企業経営の分野をはじめとする豊富な経験・知識等に基づいた助言を期待するとともに、取締役会及び取締役の業務遂行をコンプライアンスの面から確保し、実効性あるものとするため、同氏を社外取締役として選任しております。

その他社外取締役の主な活動に関する事項

竹原 相光・・・平成21年3月期(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)における取締役会は計18回開催されており、同氏はそのうち14回出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。なお、出席率は77.8%であります。

谷口 明裕・・・平成21年3月期(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)における取締役会は計18回開催されております。そのうち同氏が平成20年6月26日開催の定時株主総会にて選任・就任以降開催された取締役会15回のうち14回出席し、議案の審議に必要な必要な発言を適宜行っております。なお、出席率は93.3%であります。

大平 孝・・・平成21年6月26日開催の定時株主総会にて選任され、就任いたしました。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置していない
------------	---------

監査役の人数

2名

監査役と会計監査人の連携状況

内部監査室を含め、監査役、監査法人との三者による適時の打合せ、監査法人による実地監査時の立ち会い等で積極的に情報交換を行い、連携を図っております。

監査役と内部監査部門の連携状況

当社では内部監査の重要性に鑑み、独立した内部監査室を設置して、内部監査規程に基づき、内部管理体制の適正性を総合的、客観的に評価するとともに、抽出された課題等に対し改善に向けた提言及びフォローアップを行なっております。また、監査役と内部監査室との連携並びに相互補完を進めるため、年次監査計画の立案段階における意見交換に始まり、個別案件の内部監査実施毎に情報交換会を開催しており、当社内部統制の機能状況について、それぞれの職責に基づいたチェックを行なっております。こうした情報交換を通して監査役は、当社グループにとって重要な事業リスクの内容について、個別詳細な現状も含めて一層タイムリーに理解することができますので、当該リスクを回避・軽減するために求められる内部統制という視点も踏まえて、監査役として果たすべき取締役の業務執行の適法性に対する検討はもとより、監査効率と監査効果を高めることが出来ると認識しております。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の人数

2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
神田 俊彦	税理士				○					
安田 功	税理士				○					

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
神田 俊彦	――	客観的判断による公正さが期待できることに加え、会社とのしがらみが排除できるため。
安田 功	――	客観的判断による公正さが期待できることに加え、会社とのしがらみが排除できるため。

その他社外監査役の主な活動に関する事項

神田 俊彦・・・個人税理士事務所を設立しているものの、現在は当社業務を主として活動中。
安田 功・・・平成6年より個人にて税理士事務所を開業。個人・法人を問わず豊富な税務知識を活かして活動中。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

当社の取締役は社外取締役を除き、すべて現株にて当社株式を保有しているため、特にインセンティブ制度を別途には実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

開示手段	有価証券報告書、営業報告書(事業報告)
開示状況	社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示

該当項目に関する補足説明

平成21年3月期における社内取締役の報酬額は97,756千円、社外取締役の報酬額は7,800千円となっております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

専従スタッフは設置していませんが、必要に応じて管理部にて適宜対応する体制としております。情報伝達体制につきましても管理部にて実施、取締役会の議題に関する資料の事前配布、必要に応じて事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 更新

1. 取締役会

取締役会は、取締役7名で構成されており、経営の基本方針、業務の意思決定及び取締役間の相互牽制による業務執行の監督を行う機関として位置づけ運営されております。取締役会は、定時取締役会が毎月1回開催されるほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営判断の迅速化に努めております。また、子会社の重要事項につきましても、グループ経営の観点から当社の取締役会で報告を行っております。

2. 監査役

監査役2名を選任しております。監査役は定時及び臨時取締役会に出席するとともに、その他重要会議にも出席を行い、取締役の業務執行に対する具体的な意見を具申するとともに、リスク管理、コンプライアンスを監視できる体制をとっております。また、監査の有効性・効率性を高めるため内部監査室とは積極的な情報交換を行い連携を保つとともに、監査法人の独立性を監視し、監査法人からの監査計画の説明及び監査結果の報告などにより監査法人とも連携を図っております。なお、監査役2名はいずれも社外監査役であります。

3. 独立役員

コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組みのひとつとして、独立役員1名(社外取締役)を指定しております。

4. 内部監査室

内部監査室は、内部監査室長1名により構成され、内部監査規程に基づき内部監査を実施しております。内部監査室長は毎期監査計画を作成し、その監査計画に従って監査業務を実施するとともに、必要に応じて監査役及び監査法人との調整・連携を図り、効率的な監査業務の遂行を行っております。

5. 幹部会

毎週開催される、社長、取締役及び各部門の指定メンバーが参加する会議において、経営、事業の遂行に関する事項について部門横断的に活発に協議、決定し、部門間での情報共有及び部門間での重要事項の方向性の確認を行うとともに、事業展開上のリスク要因となる可能性が考えられるものの洗い出しを行い対策を検討しております。

6. 弁護士及び監査法人等その他第三者の状況

当社は、弁護士法人御堂筋法律事務所及び弁護士法人大江橋法律事務所と顧問契約を締結し、法律問題に関し適時に助言と指導が得られる体制をとり、国内及び海外の諸問題について随時相談することで、会社運営上の法的リスクの軽減を図ると共に、経営に対する法的コントロールを機能させ、コンプライアンスを強化しております。また、有限責任監査法人トーマツの会計監査を定期的に受けるほか、会計上の問題点については随時確認を行い、会計処理の適正性に努めております。税務関連業務に関しましても、外部専門家と契約を締結し、必要に応じてアドバイスを受けております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
その他	株主総会のビジュアル化を推進しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	——	なし
IR資料のホームページ掲載	プレスリリース、決算短信(年4回)、事業報告書(年2回)、有価証券報告書、四半期報告書を掲載しております。	なし

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	個人情報保護規程を制定・運用するとともに、プライバシーマークを認定取得しております。また、個人情報保護方針を策定し、当社のホームページ及び事務所等に掲示しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	地球環境に対する意識、関心が年々高まっており、企業、一般消費者を問わず、環境に対する責任が求められています。このニーズに応えるため、当社は事業活動を通して、人と地球環境にやさしい企業を理念に据えて、多様なビジネスのニーズに応えていきたいと考えています。 具体的には、当社取扱商品であり年間約2億個販売しているポケットティッシュにつきましては、原紙を大量に消費するため、環境に優しい原木(アカシア)の使用を促進するとともに、森林の育成管理や木材加工・流通に関する国際基準であるFSC認証を平成19年2月に取得し、環境への配慮を行っております。 加えて、そのポケットティッシュにつきましては、当社のコスト負担において無条件で排出権付きポケットティッシュとし、ポケットティッシュをご使用いただいたお客様全てが環境保全活動にご参加いただける取組みを平成21年10月より開始しております。ポケットティッシュに付加した排出権につきましては、その排出権が1,000トン分に到達した時点で日本国政府の排出権クレジット口座へ無償譲渡し、日本のCO2排出量削減に貢献してまいります。 地球温暖化問題に関心が集まるなか、企業、一般消費者を巻き込み、手軽に参加できるCO2排出削減運動が求められています。上記の活動にとどまらず、社会のニーズに応えるため、当社が事業とするセールスプロモーション活動を通じて、CO2排出削減活動に参加できるサービスを一層推進してまいります。 その他、ISO14001を取得し、省資源・省エネルギーでの事業活動推進を行っております。
その他	経営方針の中核事項として「三位一体満足の経営」を掲げ、株主・顧客・社員の満足度を追求していくこととしております。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

更新 コーポレート・ガバナンスは経営者が自己の責任をどのように果たしているかについて、株主をはじめとしたステークホルダーに説明できるように、自己の企業経営という職務を果たすための仕組みであると考えており、それはリスクマネジメントと統合された内部統制そのものであると認識しております。そういう意味で当社におきましては、有効なリスクマネジメントと統合された内部統制を構築・維持することによって、はじめて企業責任を全うすることが確保出来る前提にあると考えております。また、法令遵守の意味で使用されることの多い「コンプライアンス」について、当社においては関連法規の遵守という限定的な範囲ではなく、経営理念を前提とした社内ルール等への遵守も含むものと理解しており、経営管理のプロセスであるPDCAサイクルの中に組み込まれた活動として位置づけております。また設定した仕組みが形骸化しないためにも、定期的な定量的評価が必要であると考え、内部監査においてその実態を調査、分析してフィードバックできるように、一定のモニタリングを実施しております。

【内部統制の体制整備の基本方針等】

当社は、法令に則って定款及び規程、規則を策定することを基本とし、策定した定款及び規程、規則に従うよう取締役並びに取締役会、及び監査役、内部監査室による相互牽制によって内部統制システムを構築することとし、以下の通り内部統制システムを整備しております。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 取締役会は、取締役会規程に則り会社の業務執行を決定する。
(2) 代表取締役社長は、社内規則に定めたとおり取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、かかる決定、取締役会決議、社内規則に従い職務を執行する。
(3) 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
(4) 取締役の職務執行状況は、監査計画に基づき監査役の監査を受ける。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1) 取締役の職務執行に係る情報については、法令及び社内規則に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役、監査法人等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。
(2) 法令または取引所開示規則に則り必要な情報開示を行えるよう、管理部長が必要な情報を集約して管理することとする。
(3) 取締役の職務執行に係る情報の作成・保存・管理状況について、監査役の監査を受ける。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) 経営、事業の遂行に関する事項について、事業展開上リスクとなる可能性があるものの洗い出しを行えるよう、代表取締役社長、取締役及び指名メンバーが参加する会議を週次で開催することとする。
(2) 特に重要と考えられる事項については、外部の専門家と対策を即時に協議できる体制を構築し、リスクによる損失を最小限度にとどめるために必要な対応を行う。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 取締役の職務執行については、組織規程、職務分掌規程及び職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任について定め、効率的に職務の執行が行われる体制を執ることとする。
(2) 取締役会の意思決定の妥当性を高めるため、取締役のうち複数名を独立社外取締役とすることとする。
5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
業務執行部門から独立した内部監査室を設置し、内部監査室が定期的に内部監査を実施し、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、代表取締役社長及び監査役に適宜報告することを内部監査規程に定める。
6. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) 当社は、子会社に対して適切な経営管理を行うことを関係会社管理規程に定める。
(2) 当社は、子会社に対して取締役及び監査役を派遣し、取締役は子会社の取締役の職務執行を監視・監督し、監査役は子会社の業務執行状況を監査することとする。
(3) 当社内部監査室により、定期的に内部監査を実施し、その結果を子会社にフィードバックするとともに、代表取締役社長及び監査役に適宜報告することを内部監査規程に定める。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役が、職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役と協議のうえ合理的な範囲で配置することとする。
8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
前号の当該使用人の任命、異動等人事権に係る事項の決定には、常勤監査役の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保することとする。
9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
監査役は、取締役会のほか、その他重要会議へ出席し、重要な報告を受けられることを監査役監査規程に定める。
10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 監査役は、内部監査部門と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査部門に調査を求めることができることとする。
(2) 監査役は、監査法人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めることができることとする。

【反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況】

当社は反社会的勢力による不当要求行為に対しては、毅然とした態度で対応し、取引その他一切の関係を持たないことを基本方針としております。また、対処方法に関し「反社会的勢力対応マニュアル」作成し、従業員に周知徹底するとともに、担当統括部署を管理部とし、対応に当たっては管理部が中心となって顧問弁護士や必要に応じて警察など、外部専門機関と連携して対応を行いません。

Vその他

1. 買収防衛に関する事項

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はありません。

